

## 地方独立行政法人桑名市総合医療センター一定款

### (目的)

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、救急医療及び高度医療をはじめとした安全で良質な医療を提供するとともに、地域の関係機関及び桑名市と連携して、住民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。

### (名称)

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人桑名市総合医療センター（以下「法人」という。）と称する。

### (設立団体)

第3条 法人の設立団体は、桑名市とする。

### (事務所の所在地)

第4条 法人は、事務所を桑名市に置く。

### (法人の種別)

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

### (公告の方法)

第6条 法人の公告は、法人の事務所の掲示場に掲示して行う。

### (役員)

第7条 法人に次の役員を置く。

（1）理事長 1人

（2）理事 9人以内

（3）監事 2人以内

2 法人に、副理事長 1人を置くことができる。

### (役員の職務及び権限)

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は桑名市長（以下「市長」という。）に意見を提出することができる。

### (役員の任命)

第9条 理事長及び監事は、市長が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

(役員の任期)

第10条 理事長及び副理事長の任期は4年とし、理事の任期は2年とし、監事の任期は法第15条第2項本文に定める期間とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(職員に関する事項)

第11条 職員の職の種類、職務及び任命その他職員に関する事項については、法人の規程で定める。

(理事会の設置及び構成)

第12条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(招集)

第13条 理事会は、理事長が必要と認める場合にこれを招集する。

2 理事長は、副理事長及び理事（以下「理事等」という。）の3分の1以上から要求があったとき、又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(理事会の議事)

第14条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。

- (1) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項
- (2) 年度計画に関する事項
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 規程の制定又は改正若しくは廃止に関する事項。ただし、理事会が定める軽易な改正又は廃止を除く。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要な事項

第15条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 理事会は、理事等の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 理事会の議事は、出席した理事等の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(病院の設置)

第16条 法人が設置し、運営する病院の名称及び所在地は、次のとおりとする。

病院の名称	所在地
桑名市総合医療センター	桑名市寿町三丁目11番地

(業務の範囲)

第17条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 医療に従事する者に対する研修を行うこと。
- (4) 人間ドック、健康診断等の予防医療を提供すること。
- (5) 災害等における医療救護を行うこと。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第18条 法人の業務の執行に関する事項は、この定款に定めるものほか、業務方法書に定めるところによる。

(資本金等)

第19条 法人の資本金は、法第66条の2第1項の規定により桑名市から法人に対し出資されたものとされる金額とする。

- 2 法第66条の2第1項に規定する承継される権利に係る財産のうち土地及び建物については、別表に掲げるものとする。
- 3 法人は、桑名市から追加の出資があったときは、その出資された資金その他の財産の価額により資本金を増加するものとする。

(残余財産の帰属)

第20条 法人が解散した場合において、法第88条第2項に規定する残余財産があるときは、当該残余財産は、桑名市に帰属する。

(委任)

第21条 この定款及び業務方法書に定めるものほか、法人の運営に関し必要な事項は、法人の規程に定めるところによる。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

附 則（平成21年9月15日三重県指令政策第17-511号）

この定款は、法人の成立の日から施行する。

附 則（平成24年3月26日三重県指令政策第17-807号）

(施行期日)

- 1 この定款は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第19条に1項を加える変更規定は、三重県知事の認可があった日から施行する。

(経過措置)

- 2 この定款による変更後の地方独立行政法人桑名市総合医療センター定款（以下「変更後の定款」という。）第7条の規定により新たに平成25年9月30日までに増加する役員の任期は、変更後の定款第10条第1項の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則

この定款は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成31年1月9日から施行する。

別表（第19条関係）

該当なし